

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 都城市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.4 %
全職員	66.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.1 %
本庁課長相当職	98.3 %
本庁課長補佐相当職	97.4 %
本庁係長相当職	97.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.2 %
31～35年	95.6 %
26～30年	93.4 %
21～25年	91.8 %
16～20年	94.3 %
11～15年	92.1 %
6～10年	91.8 %
1～5年	88.7 %

【説明欄】

- ・ 扶養手当や住居手当については、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.53%、住居手当の受給者に占める割合は70.43%である。
- ・ 全職員に係る情報のうち、全職員における差異については、会計年度任用職員の女性比率が73.7%と高く、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っているためである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。